

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「国民のつどい 長崎大会」の開催について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日～12月1日）が「犯罪被害者週間」と定められました。

同週間は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものであります。

この度、犯罪被害者等が置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、「国民のつどい」が開催されることとなりました。

つきましては、「国民のつどい 長崎大会」の案内が別添チラシのとおり内閣府よりまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、お申し込まれる際は、WEB又はFAXでのお申し込みとなっておりますので、直接、「犯罪被害者週間」国民のつどい事務局へいずれかの方法により11月15日までにお申し込み方願います。

記

- ・ 日 時 平成24年11月25日（日）13：30～17：00
- ・ 会 場 長崎文化放送NCC&スタジオ
長崎市茂里町3-2
- ・ 申込期限 平成24年11月15日（木）

☆ お問い合わせ・申込先

「犯罪被害者週間」国民のつどい事務局

TEL 03-6459-0575

FAX 03-5776-0379

WEB <http://kokumin-tudoi.info/>